

京都市消防局訓令甲第5号

各 部

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市火災予防規程の一部を次のように改正する。

平成29年2月22日

京都市消防局長 杉本 栄一

第1条中「の予防」の右に「及び火薬類による災害の予防」を加える。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 法令 この訓令の対象となる、次に掲げる法令をいう。

ア 消防法令 消防法（以下「法」という。）若しくはこれに基づく命令又は京都市火災予防条例（以下「条例」という。）をいう。

イ 火取法令 火薬類取締法（以下「火取法」という。）又はこれに基づく命令をいう。

第2条第3号中「又は法第16条の5」を「若しくは法第16条の5又は火取法第43条」に、「消防法令違反」を「法令違反」に改め、「不備事項」の右に「(以下「法令違反等」という。）」を加える。

第10条第7項第2号及び第11条第2項第3号中「消防法令違反又は火災予防上の不備事項」を「法令違反等」に改める。

第12条第3項本文中「消防法令違反又は火災予防上の不備事項」を「法令違反等」に、「又は第1号様式の2」を「第1号様式の2、第1号様式の2の2又は第1号様式の2の3」に改め、同項ただし書中「消防法令違反又は火災予防上の不備事項」を「法令違反等」に改め、同条第5項中「消防法令違反又は火災予防上の不備事項」を「法令違反等」に、「当該消防法令違反」を「消防法令違反」に、「不備事項を」を「不備事項については」に改め、「(第1号様式の3)」の右に「火取法令違反については火薬類取締法違反通知書(第1号様式の3の2)」を加える。

第13条第1項中「消防法令違反又は火災予防上の不備事項」を「法令違反等」に改め、同条第2項中「に規定する査察結果通知書又は同条第5項に規定する消防法等違反通知書により通知」を「又は同条第5項に基づく通知を」に改め、「第2号様式」の右に「又は第2号様式の2」を加え、同条第3項中「消防法令違反又は火災予防上の不備事項」を「法

令違反等」に改める。

第17条中「(以下「違反処理規程」という。)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 局長は、火取法令違反が是正されない場合において、必要があると認めるときは、京都市消防局火薬類取締法違反処理規程に基づき処理しなければならない。

第41条第1項第1号中「及び秋」を削り、同項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 夏の文化財防火運動

第41条第1項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 秋の火災予防運動

第41条第3項中「第4号」を「第6号」に改める。

第48条第2項中「破損又は汚損等により更新を必要とする制札」を「制札を新設し、又は更新する必要」に、「制札の更新に関する報告書(第22号様式)」を「制札の新設又は更新に関する報告書(第22号様式)」に改める。

第49条中「提出する」の右に「とともに、火災予防対策を適正に講じる」を加える。

第54条の2第1項中「毎月1回」を「年2回」に改め、「複数回にわたり」を削り、「指定するものとする」を「指定することができる」に改める。

第66条見出し中「法令」を「規定等」に改め、同条本文中「の法令」を「の法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(以下この条において「規定等」という。)」に、「当該法令」を「当該規定等」に、「各法令」を「当該規定等」に改める。

第70条中「を通じて」を「及び」に改める。

第71条第3項を削る。

第81条第12号を削る。

第106条見出し中「高圧ガス等」を「高圧ガス」に改め、同条第1項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は火薬類取締法に定める火薬類の消費許可等」を削る。

別表第1第3種対象物の項第7号中「(1)から(6)まで」を「(1)から(7)まで」に改め、同号を第8号とし、同項中第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 火取法に定める製造所、販売所及び火薬庫並びに火薬類取締法施行規則の規定に基づき市長が指示する安全な場所を有する防火対象物

第1号様式の2の次に次の2様式を加える。

第1号様式の2の2（第12条関係）

査察結果通知書

様	年 月 日
	消防署 課
	査察員
	連絡先（ 電話 - ）

あなたが されている次の防火対象物について、火薬類取締法第43条の規定に基づく立入検査を 年 月 日に実施したところ、次のとおり火薬類取締法令違反が認められましたので、速やかにこれを改修してください。

なお、当該違反事項の改修計画を「是正計画書」により作成し、 年 月 日までに京都市 消防署長に提出してください。

防火対象物	名 称	
	所 在 地	

番号	棟等名称	火 薬 類 取 締 法 令 違 反 の 内 容

注 火薬類取締法令違反には、番号が付してあります。

第1号様式の2の3（第12条関係）

査察結果通知書

様	年 月 日
	(所属, 役職等)
	(階 級) ㊟

あなたが されている次の防火対象物について、火薬類取締法第43条の規定に基づく立入検査を 年 月 日に実施したところ、別紙のとおり火薬類取締法令違反が認められましたので、速やかにこれを改修してください。

なお、当該違反事項の改修計画を「是正計画書」により作成し、 年 月 日までに京都市 消防署長に提出してください。

防火対象物	名 称	
	所 在 地	

注 改修についての相談等は、担当の まで連絡してください。

電話 —

別紙

番号	棟等名称	火薬類取締法令違反の内容

第1号様式の3の次に次の1様式を加える。

第1号様式の3の2（第12条関係）

火薬類取締法違反通知書

様	発 消 第 号 年 月 日
	京都市 消防署長 印

あなたが されている について、火薬類取締法令違反が認められましたので、速やかにこれを改修してください。 なお、当該不備事項の改修計画を「是正計画書」により作成し、 年 月 日までに提出してください。	
---	--

防火対象物 又は物件	防火対象物の名称 又は物件の種類、形状、数量等	
	所在地	

火薬類取締法令違反	
-----------	--

注 改修についての相談等は、担当の まで連絡してください。

電話 ー

第2号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式の2（第13条関係）

是正計画書

(宛先) 京都市 消防署長	年 月 日
提出者の住所(法人にあっては、主たる事業所の所在地)	提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名) 電話 — ⑩

年 月 日付けの <input type="checkbox"/> 査察結果通知書 <input type="checkbox"/> 火薬類取締法違反通知書 により通知された不備事項については、別紙の改修計画のとおり改めることとしました。		
防火対象物	名称	
	所在地	

注 該当する□には、レ印を記入してください。

第9号様式備考以外の部分中「第61条の2第2項」を「第61条第2項」に改める。
第22号様式を次のように改める。

第22号様式（第48条関係）

制札の新設又は更新に関する報告書

(宛先) 消 防 局 長	年 月 日
	消 防 署 長

京都市火災予防規程第48条第2項の規定に基づき、新設又は更新の必要な制札を次のとおり報告します。					
防 火 対 象 物	名 称				
	所 在 地				
	管理権原者の 職・氏名				
指 定 区 域					
新設又は更新を必要とする制札	新設又は更新 の別	区域番号	整理番号（更 新の場合） （更新の場 合）	制札区分	合計必 要本数
新設又は更新を必要とする理由					

注 別に定める指定区域台帳に、新設又は更新を必要とする制札の位置を図示して添付すること。

第27号様式を次のように改める。

第27号様式 削除

第29号様式を次のように改める。

消防用設備等又は特殊消防用設備等設置計画書

(宛先) 京都市 消防署長	年 月 日
届出者の住所（法人にあっては、主たる事業所の所在地）	届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名） 電話 ー

消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書については、次の防火対象物に消防用設備等又は特殊消防用設備等を設置する 年 月頃までに提出します。

防火対象物	所在地	
	名称	
	用途	
	規模	地上 階 地下 階 建て 建築面積 平方メートル 延べ面積 平方メートル
	建物の構造	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> 鉄骨 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	主要構造部	<input type="checkbox"/> 耐火構造 <input type="checkbox"/> 準耐火構造 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	建物状況	消防法施行令第8条の区画（ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無） 無窓階（ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無）
	その他の位置、構造又は設備の状況	<input type="checkbox"/> 消防用設備等の設置対象となる延べ面積の倍読み又は3倍読み規定に係る制限（室内に面する部分の仕上げが難燃材料） <input type="checkbox"/> 京都市火災予防条例第38条第1項及び第2項の区画の形成 <input type="checkbox"/> 消防法施行規則第12条の2及び第13条の区画の形成 <input type="checkbox"/> 特別避難階段の設置 <input type="checkbox"/> 屋外に設ける避難階段の設置 <input type="checkbox"/> 消防機関からの歩行距離500メートル以内又は10キロメートル以上 <input type="checkbox"/> 一般加入電話又はこれに類する電話の設置 <input type="checkbox"/> その他（ ）
設置する消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類	<input type="checkbox"/> 消火器（ ） <input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備（ ） <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備（ ） <input type="checkbox"/> 誘導灯（ ） <input type="checkbox"/> 避難器具（ ） <input type="checkbox"/> 連結送水管（ ） <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備（ ） <input type="checkbox"/> 消防機関へ通報する火災報知設備（ ） （ <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備の作動と連動して起動する。） <input type="checkbox"/> 非常警報設備（ ） <input type="checkbox"/> 水噴霧消火設備等（ ） <input type="checkbox"/> 火炎伝送防止自動消火装置（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	<input type="checkbox"/> 消防法施行令第29条の4に係る申請（予定を含む。） （ ）	
※令別表用途	（ ）項（ ）	
※備考		

- 注1 該当する□に、レ印を記入してください。
 2 消防法施行令第8条の区画がある場合は、区画ごとに本計画書を作成してください。
 3 無窓階以外の階がある場合は、当該階の有無窓計算書を添付してください。
 4 任意設置の場合は、各消防用設備等の後に「任意」と付記してください。
 5 ※印の欄は、記入しないでください。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の第29号様式による用紙は、平成29年4月30日までの間、これを使用することができる。

(消防局予防部)